

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和8年7月 23 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

厚生年金保険関係 6件

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2600009 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2600043 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日について、平成元年 4 月 30 日を同年 5 月 1 日に訂正し、同年 4 月の標準報酬月額を 12 万 6,000 円とすることが必要である。

平成元年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

私は、A 社に昭和 57 年 4 月 1 日に入社し、平成元年 4 月 30 日に退職したが、国の記録では、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同日となっている。

厚生年金基金の記録では、A 社における資格喪失年月日は平成元年 5 月 1 日となっているので、同日を厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険被保険者の記録によると、請求者の A 社における資格取得年月日は昭和 57 年 4 月 1 日、離職年月日は平成元年 4 月 30 日であり、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、請求者から提出された B 厚生年金基金（平成 30 年 * 月 * 日代行返上により C 企業年金基金へ移行）の厚生年金基金加入員証及び厚生年金基金連合会の年金支給義務承継通知並びに企業年金連合会から提出された請求者に係る厚生年金基金加入員台帳によると、請求者の加入員資格喪失年月日は、平成元年 5 月 1 日であることが確認できる上、C 企業年金基金及び請求期間当時の A 社の社会保険事務担当者は、請求期間当時、B 厚生年金基金と社会保険事務所（当時）へ提出する資格

喪失届は、複写式だった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、平成元年5月1日であると認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記厚生年金基金加入員台帳の記録及びオンライン記録により確認できる請求者のA社における平成元年3月の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2500332 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2600044 号

第 1　結論

請求者の A 事業所における請求期間①の標準賞与額を 3 万円、請求期間②の標準賞与額を 22 万 5,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間③について、請求者の A 事業所における標準賞与額を 29 万 5,000 円に訂正することが必要である。

請求期間③の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 43 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　平成30年 7 月30日

②　令和 2 年 7 月30日

③　令和 2 年12月25日

私は、請求期間①、②及び③に A 事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間①は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっており、請求期間②及び③は賞与に係る年金記録がない。賞与明細書を提出するので、請求期間①は保険給付の対象となる記録に訂正し、請求期間②及び③は賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された賞与明細書、B年金事務所が令和6年6月7日の事業所調査によりA事業所から入手した請求者の平成30年賃金台帳及び賞与明細書、複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間①において事業主から3万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間①の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、年金事務所が保管する請求期間①の賞与支払届は事業主から届けられたものではなく、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後実施された前述の事業所調査において請求期間①の賞与の届出漏れが判明したことにより、当該事業所調査により入手した平成30年賃金台帳に基づき年金事務所が職権起票したものであることから、年金事務所は、請求者に係る請求期間①の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、請求者から提出された賞与明細書並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間②において事業主から22万5,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間②の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間③について、請求者から提出された慰労金令和2年12月分（以下「慰労金明細書」という。）並びに複数の同僚から提出された慰労金明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間③において事業主から29万5,000円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっており、このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者の慰

労金明細書により確認できる支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係るA事業所における請求期間③の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、29万5,000円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2500340 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2600045 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における請求期間①の賞与支払年月日を平成 27 年 7 月 27 日、標準賞与額を 43 万 4,000 円、請求期間②の賞与支払年月日を同年 12 月 18 日、標準賞与額を 54 万 2,000 円、請求期間③の賞与支払年月日を平成 28 年 7 月 25 日、標準賞与額を 43 万 4,000 円、請求期間④の賞与支払年月日を同年 12 月 15 日、標準賞与額を 54 万 2,000 円、請求期間⑤の賞与支払年月日を平成 29 年 7 月 25 日、標準賞与額を 43 万 4,000 円、請求期間⑥の賞与支払年月日を同年 12 月 25 日、標準賞与額を 54 万 2,000 円、請求期間⑦の標準賞与額を 43 万 4,000 円、請求期間⑧の賞与支払年月日を令和 2 年 7 月 30 日、標準賞与額を 43 万 3,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑧までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間及び請求期間⑦の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤、⑥及び⑧の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間⑨について、請求者の A 事業所における賞与支払年月日を令和 2 年 12 月 25 日、標準賞与額を 40 万 1,000 円に訂正することが必要である。

請求期間⑨の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年 7 月

- ② 平成27年12月
- ③ 平成28年 7 月
- ④ 平成28年12月
- ⑤ 平成29年 7 月
- ⑥ 平成29年12月
- ⑦ 平成30年 7 月30日
- ⑧ 令和 2 年 7 月
- ⑨ 令和 2 年12月

私は、請求期間①から⑨までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間①から⑥までの各期間並びに請求期間⑧及び⑨は賞与に係る年金記録がなく、請求期間⑦は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。一部期間の賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から⑥までの各期間並びに請求期間⑧及び⑨は賞与を記録し、請求期間⑦は保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、B銀行から提出された預金取引明細表 1（以下「預金取引明細表」という。）並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は 43 万 4,000 円、請求期間②は 54 万 2,000 円、請求期間③は 43 万 4,000 円、請求期間④は 54 万 2,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間①から④までの賞与支払年月日については、預金取引明細表の振込年月日及び複数の同僚から提出された賞与明細書の支給年月日及び預金通帳の振込年月日から、請求期間①は平成 27 年 7 月 27 日、請求期間②は同年 12 月 18 日、請求期間③は平成 28 年 7 月 25 日、請求期間④は同年 12 月 15 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請

請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、A事業所から賞与支払届（平成 29 年 1 月 16 日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業所から賞与の取消届（平成 29 年 3 月 30 日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤及び⑥について、預金取引明細表及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、事業主から請求期間⑤は 43 万 4,000 円、請求期間⑥は 54 万 2,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間⑤及び⑥の賞与支払年月日については、預金取引明細表の振込年月日及び複数の同僚から提出された賞与明細書の支給年月日及び預金通帳の振込年月日から、請求期間⑤は平成 29 年 7 月 25 日、請求期間⑥は同年 12 月 25 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間⑤及び⑥に係る請求者の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑦について、預金取引明細表、C年金事務所が令和 6 年 6 月 7 日の事業所調査によりA事業所から入手した請求者の平成 30 年賃金台帳及び賞与明細書並びに複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間⑦において事業主から 43 万 4,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、事業主からは、請求者に係る請求期間⑦の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、年金事務所が保管する請求期間⑦の賞与支払届は事業主から届けられたものではなく、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に実施された前述の事業所調査において請求期間⑦の賞与の届出漏れが判明したことにより、当該事業所調査により入手した平成 30 年賃金台帳に基づき年金事務所が職権起票したものであることから、年金事務所は、請求者の請求期間⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行って

おらず、事業主は、請求期間⑦に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑧について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書並びに預金取引明細表及び複数の同僚から提出された預金通帳により、請求者は、請求期間⑧において事業主から 43 万 3,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間⑧の賞与支払年月日については、預金取引明細表の振込年月日及び複数の同僚から提出された賞与明細書の支給年月日及び預金通帳の振込年月日から、令和 2 年 7 月 30 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、事業主からは、請求期間⑧に係る請求者の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑨について、請求者及び複数の同僚から提出された慰労金令和 2 年 12 月分（以下「慰労金明細書」という。）並びに預金取引明細表及び複数の同僚から提出された預金通帳により、請求者は、請求期間⑨において事業主から 40 万 1,000 円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額及び財形貯蓄分の控除額 5 万円が記載されているだけであり、社会保険料控除額の記載はなく、預金取引明細表により確認できる令和 2 年 12 月 25 日の振込額は、慰労金支給額から財形貯蓄分の 5 万円を控除した額と一致しており、このほか、請求者の請求期間⑨における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係る A 事業所における請求期間⑨の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、40 万 1,000 円とすることが妥当である。

また、請求期間⑨の賞与支払年月日については、預金取引明細表の振込年月日及び複数の同僚から提出された賞与明細書の支給年月日及び預金通帳の振込年月日から、令和 2 年 12 月 25 日とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2500395 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2600046 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における請求期間①の賞与支払年月日を平成 27 年 7 月 27 日、標準賞与額を 20 万円、請求期間②の標準賞与額を 15 万円、請求期間③の標準賞与額を 20 万円、請求期間④の標準賞与額を 15 万円、請求期間⑤の標準賞与額を 20 万円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年 7 月
② 平成27年12月18日
③ 平成28年 7 月25日
④ 平成28年12月15日
⑤ 令和 2 年 7 月30日
⑥ 令和 2 年12月25日

私は、請求期間①から⑥までの各期間に A 事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、請求期間①から⑥までの各期間の賞与に係る年金記録がない。一部期間の賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から⑥までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、③及び④について、請求者の預金通帳及びB銀行から提出された預金取引明細表1（以下「預金取引明細表」という。）並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①及び③は20万円、請求期間④は15万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間①の賞与支払年月日については、預金取引明細表の振込年月日並びに複数の同僚から提出された賞与明細書の支給年月日及び預金通帳の振込年月日から、平成27年7月27日とすることが妥当である。

請求期間②について、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から15万円の賞与の支払を受け、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、A事業所から賞与支払届（平成29年1月16日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業所から賞与の取消届（平成29年3月30日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間⑤において、事業主から20万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、事業主からは、請求期間⑤に係る請求者の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料

及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑥について、請求者の預金通帳並びに複数の同僚から提出された慰労金令和2年12月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑥において、事業主から賞与の支払を受けたものと認められる。

しかしながら、A事業所に対して文書照会を行ったが回答を得られない上、請求者は、請求期間⑥の賞与明細書を所持していないことから、請求者の請求期間⑥に係る賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、慰労金明細書によると、支給額は確認できるが、控除欄はすべて空欄となっている上、上記複数の同僚の預金通帳により確認できる令和2年12月25日の振込額は、慰労金明細書により確認できる支給額と同額であり、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが確認できることから、請求者についても複数の同僚と同様に、請求期間⑥の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2500397 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2600047 号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①の賞与支払年月日を平成 27 年 7 月 27 日、標準賞与額を 38 万 5,000 円、請求期間②の賞与支払年月日を同年 12 月 18 日、標準賞与額を 47 万 9,000 円、請求期間③の賞与支払年月日を平成 28 年 7 月 25 日、標準賞与額を 38 万 5,000 円、請求期間④の賞与支払年月日を同年 12 月 15 日、標準賞与額を 48 万円、請求期間⑤の標準賞与額を 38 万 6,000 円、請求期間⑥の標準賞与額を 48 万円、請求期間⑦の標準賞与額を 38 万 8,000 円、請求期間⑧の標準賞与額を 38 万 9,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑧までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間及び請求期間⑦の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤、⑥及び⑧の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年 7 月
② 平成27年12月
③ 平成28年 7 月
④ 平成28年12月
⑤ 平成29年 7 月25日
⑥ 平成29年12月25日

⑦ 平成30年 7 月30日

⑧ 令和 2 年 7 月30日

⑨ 令和 2 年12月25日

私は、請求期間①から⑨までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間①から⑥までの各期間並びに請求期間⑧及び⑨は賞与に係る年金記録がなく、請求期間⑦は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。賞与明細書はないが、預金通帳を提出するので、請求期間①から⑥までの各期間並びに請求期間⑧及び⑨は賞与を記録し、請求期間⑦は保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、B銀行から提出された「預金共通月中移動および残高明細書」（以下「残高明細書」という。）、請求者が住所を定めていたC町から提出された訂正前及び訂正後の「⑳給与支払報告書（個人別明細書）」並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は 38 万 5,000 円、請求期間②は 47 万 9,000 円、請求期間③は 38 万 5,000 円、請求期間④は 48 万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、賞与支払年月日については、残高明細書の振込年月日並びに複数の同僚から提出された賞与明細書の支給日及び預金通帳の振込年月日から、請求期間①は平成 27 年 7 月 27 日、請求期間②は同年 12 月 18 日、請求期間③は平成 28 年 7 月 25 日、請求期間④は同年 12 月 15 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、A事業所から賞与支払届（平成 29 年 1 月 16 日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求

期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業所から賞与の取消届（平成 29 年 3 月 30 日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤及び⑥について、請求者から提出された預金通帳及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、事業主から請求期間⑤は 38 万 6,000 円、請求期間⑥は 48 万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間⑤及び⑥の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑦について、請求者から提出された預金通帳、D年金事務所が令和 6 年 6 月 7 日の事業所調査により A 事業所から入手した請求者の平成 30 年賃金台帳及び賞与明細書並びに複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間⑦において事業主から 38 万 8,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間⑦の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができないが、年金事務所が保管する請求期間⑦の賞与支払届は事業主から届けられたものではなく、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に実施された前述の事業所調査において請求期間⑦の賞与の届出漏れが判明したことにより、当該事業所調査により入手した平成 30 年賃金台帳に基づき年金事務所が職権起票したものであることから、年金事務所は、請求者の請求期間⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間⑦に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑧について、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚から提出

された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑧において事業主から38万9,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間⑧の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑨について、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚から提出された慰労金令和2年12月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑨において事業主から賞与の支払を受けたものと認められる。

しかしながら、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して照会することができない上、請求者は請求期間⑨の賞与明細書を所持していないことから、請求者の請求期間⑨に係る賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、慰労金明細書によると、支給額は確認できるが、控除欄はすべて空欄となっている上、上記複数の同僚の預金通帳により確認できる令和2年12月25日の振込額は、慰労金明細書により確認できる支給額と同額であり、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが確認できることから、請求者についても複数の同僚と同様に、請求期間⑨の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間⑨における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑨に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2600002 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2600048 号

第 1　結論

請求者の A 事業所における請求期間①の標準賞与額を 36 万 8,000 円、請求期間②の標準賞与額を 47 万 6,000 円、請求期間③の標準賞与額を 36 万 8,000 円、請求期間④の標準賞与額を 47 万 7,000 円、請求期間⑤の標準賞与額を 37 万 4,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間⑥について、請求者の A 事業所における標準賞与額を 37 万 7,000 円に訂正することが必要である。

請求期間⑥の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 38 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　平成27年 7 月 27 日
 ②　平成27年12月18日
 ③　平成28年 7 月 25 日
 ④　平成28年12月15日
 ⑤　令和 2 年 7 月 30 日
 ⑥　令和 2 年12月25日

私は、請求期間①から⑥までの各期間に A 事業所から賞与の支払を受け、当該

賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録がない。賞与明細書並びに請求期間⑤及び⑥の預金通帳を提出するので、請求期間①から⑥までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された賞与明細書並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は36万8,000円、請求期間②は47万6,000円、請求期間③は36万8,000円、請求期間④は47万7,000円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、A事業所から賞与支払届（平成29年1月16日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業所から賞与の取消届（平成29年3月30日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑤において事業主から37万4,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間⑤の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行っ

たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑥について、請求者及び複数の同僚から提出された慰労金令和2年12月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑥において事業主から37万7,000円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、請求者の預金通帳により確認できる令和2年12月25日の振込額は、請求者の慰労金明細書の支給額と一致しており、このほか、請求者の請求期間⑥における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係るA事業所における請求期間⑥の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、37万7,000円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。